

# 市長への手紙・市民の皆さんとミーティング

市では、広く市民の皆さんの声を聴き、市政へ反映させるため、市長への手紙、市民の皆さんとミーティングを行っています。

## 市長への手紙

市長が直接拜見し、担当部署へ伝え、調査・検討し、回答します。



郵送 専用紙は次のページから切り取って使用できます。また、本庁舎行政情報コーナー、二ツ井町庁舎市民フロア、各地域センターなどにも備えています。切手の貼付は不要です。

Eメール [nsmayor@city.no](mailto:nsmayor@city.no)

shiro1@jip

ファクス 89・1200

## 提出の際の注意点

- ・住所・氏名・電話番号・年齢・性別・職業・回答希望の有無・公表の可否などを記入してください。
- ・匿名・特定の個人や団体に対する誹謗中傷には回答できません。

・広く市民の皆さんにお知らせしたい内容は、氏名などを公表せず、市ホームページなどで紹介させていただく場合があります（公表はご本人が承諾しているもの）

について行います。  
・いただいた個人情報や問合せの内容は、目的外に使用しません。

## 市民の皆さんとミーティング

能代のまちづくりになどについて、市長と気軽に話し合う場です。ミーティングは、対面のほか、オンラインでも行います。



申し込みは、団体、グループ単位（職場、サークルの仲間など）でお願いします。  
※自治会、町内会要望などはご遠慮ください。

日程 調整のうえ決定  
時間 1時間程度  
場所 市役所本庁舎、二ツ井町庁舎、各地域センター

※場所を提供していただける場合は地域の集会所などでも開催します。

※オンラインについての詳細はお問い合わせください。

問合せ 地域情報課 ☎89・2147

問合せ 地域情報課 ☎89・2147

# 民生委員・児童委員へ「相談を

## ●民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手として、担当する区域で皆さんの生活上の相談に応じています。市民の皆さんと市役所や地域包括支援センター、社会福祉協議会などをつなぐ「つなぎ役」であり、児童・高齢者・障がい者・ひとり親世帯などの見守りや安否確認の役割も担っています。

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、ボランティアとして活動しています。児童福祉法により児童委員も兼ねています。

## ●活動エリアと内容

能代市を西、北、南、櫛、東雲、檜山、浅内、鶴形、常盤、二ツ井の10地区に分け、現在166人が活動しています。相談や見守り活動のほか、地区ごとに定例会を開催し、情報交換や活動内容の報告、研修会への参加などにより、さまざまな事例に対応できる

ようにして

います。また、各地区には児童福祉を専門に担当する「主任児童委員」もいます。

なお、民生委員・児童委員は、具体的な生活支援や金銭の取り扱いを伴う支援を行う立場ではありません。

## ●お気軽にご相談ください

お困りのことがありましたら、遠慮なくご相談ください。法律により守秘義務があり、個人のプライバシーや相談内容が他の人に伝わることはありません。お住まいの地区の民生委員が分からない場合は、自治会長や市へお問い合わせください。

## 問合せ

福祉課 ☎89・2152  
地域局市民福祉課

☎73・5500

